

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（仮称）の骨子

平成20年2月
環境省・農林水産省

I 趣 旨

愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、愛がん動物用飼料の基準又は規格を設定するとともに、当該基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造等を禁止する等の措置を講ずる。

II 法案の内容

(1) 基準又は規格の設定及び製造等の禁止

農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の基準又は規格を定めることができることとし、当該基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止する。

(2) 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

農林水産大臣及び環境大臣は、有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

(3) 愛がん動物用飼料の廃棄等の命令

農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、廃棄、回収等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(4) 製造業者等の届出

製造業者又は輸入業者は、農林水産大臣及び環境大臣に、氏名、事業場の名称等を届け出なければならない。

(5) 帳簿の備付け

製造業者、輸入業者又は販売業者（小売の場合は除く。）は、販売等をした愛がん動物用飼料の名称、数量等を帳簿に記載しなければならない。

(6) 報告徴収、立入検査等

農林水産大臣又は環境大臣による愛がん動物用飼料の製造業者等からの報告徴収、製造業者等への立入検査等について定める。

III 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日